

一般社団法人農村文明創生日本塾定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人農村文明創生日本塾と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、農山漁村に根差した個性豊かで多様な文化や暮らしの持続と発展を、国民運動として目指す。農山漁村と都市をつなぐ共通の価値観としての「農村文明」の理念を柱に、魅力ある農山漁村の創生を図り、以て都市と農山漁村共生社会の実現と信頼感に満ちた持続可能な社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 「農村文明の創生」に関する調査・研究活動
- (2) 「農村文明の創生」に関する提言・提案活動
- (3) 「農村文明の創生」に関する情報提供活動
- (4) 「農村文明の創生」のための研修事業
- (5) 「農村文明の創生」のための啓発活動
- (6) 社員相互及び関係機関との情報交換、交流事業
- (7) 社員の取り組む地域活性化事業等の支援
- (8) 社員の地域の特産品等のピーアール、斡旋事業
- (9) 前各号に付帯又は関連する事業

第3章 社員

(法人の構成)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の種別)

第6条 この法人の社員は、正会員、有識者会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

（1）正会員は、この事業に賛同する自治体首長とする。

（2）有識者会員は、本会の目的、事業に賛同する個人とする。

（社員の資格取得）

第7条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

（経費の負担）

第8条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、理事会において別に定める額を会費として支払う義務を負う。

（任意退会）

第9条 社員は、別に定める退会届を退会希望の1ヶ月以上前に代表理事に提出することにより、任意に退会することができる。

（除名）

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

（1）この定款その他の規則に違反したとき。

（2）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（3）その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第11条 前2条のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

（1）第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

（2）当該社員が死亡、又は解散したとき。

第4章 社員総会

（構成）

第12条 社員総会は、全ての正会員及び有識者会員をもって構成する。

（権限）

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

（1）社員の除名

（2）理事及び監事の選任又は解任

（3）理事及び監事の報酬等の額

- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

第16条 社員は、総社員の10分の1以上の議決権をもって、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示した上で、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する社員の過半数が出席し、出席した社員の当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の解任
- (3) 監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上50名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち半数以上は、自治体首長とする。

3 理事のうち1名を代表理事とし、複数の副代表理事を置くことができる。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数が欠けた場合は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選任及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときには、副代表理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件（書面又は電磁的記録による意思表示）を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

第38条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 附則

1 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成29年3月31日までとする。

2 この法人の設立時社員の氏名は、以下のとおりとする。

氏名

田中 幹夫

外山京太郎

芳川 修二

3 この法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人農村文明創生日本塾の設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成28年12月27日

設立時社員 田中 幹夫 ⑩

設立時社員 外山京太郎 ⑩

設立時社員 芳川 修二 ⑩